

令和 7 年 1 月 16 日

公 告 第 1284 号

大阪府貨物運送健康保険組合
理 事 長 谷 康 司
(公 印 省 略)

健康保険法第 47 条の 2 に規定する当組保管掌
健康保険の標準報酬に関する件

健康保険法第 47 条の 2 に規定する当組合の管掌する健康保険の令和 6 年 9 月 30 日に
おける全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬の基礎となる報酬月
額とみなしたときの標準報酬は次のとおりであるので公告する。

標準報酬月額 340,000 円	標準報酬日額 11,330 円
------------------	-----------------